

緊急時！あなたの携帯電話が役に立ちます！！

佐呂間町では、高齢者が外出した時などに緊急な事態が発生した場合、身元確認や家族への連絡を素早く行えるよう「あんしんQRコード」の普及に取り組んでいます。

QRコードはキーホルダーやバッジ、カードとして携帯していますが、「イザ」という時、その場に居合わせた方が自身の携帯電話を使ってQRコードを読み取る必要に迫られる場合があります。

QRコードの読み取り方法は機種によって異なりますが、手順としては次のとおりです。

- ①携帯電話の機能の中から「バーコードリーダー」又は「バーコード」機能を選択します。
- ②接写（マクロ）モードにしてQRコードにカメラを近づけます。
- ③画面中央になるべく大きく写します。
- ④手ぶれしないように静止します。
- ⑤自動で読み取る機種と、「認識」ボタンを押す機種があります。

なお、読み取った情報は保存せずに削除してください。



オホーツク 木、のフェスティバル

オホーツク圏の環境保全に配慮した、地域と木、の関わりを深める第27回2012オホーツク木のフェスティバルが開催されます。オホーツク圏で生産された木材・木製品が一堂に集められ、様々な木の製品が展示・販売されます。たくさんのご来場をお待ちしています。

■日 時

5月18日～20日 10時～17時（最終日16時）

■場 所

北見市東三輪5丁目1番地4
サンライフ北見・北見市工業技術センター
スキルアップセンター北見（職業訓練センター）
サンドーム北見

【お問い合わせ】

木、のフェスティバル
実行委員会
Tel 0157・25・1331

役場経済課葉林務係
Tel 2・1200



供託制度をご存知ですか？ 法務局へご相談ください！！

供託には、アパートなどの家主が借主から家賃を受け取らない又は何らかの理由により受取れない場合など供託所（法務局）にお金を預けることで債務を免れる弁済供託や、宅地建物取引業などの営業者が営業活動によって顧客に与える損害を担保するための営業保障供託、従業員の給与について裁判所から差押命令が送達された場合に雇用主がする執行供託など、様々な種類があります。

供託をするには供託所で申請又はインターネットでも申請することができます。詳しくは下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ】
釧路地方法務局北見支局
Tel 0157・23・6166

確定申告の内容が間違っていたとき

提出した確定申告書に計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあることに気づいた方や、うっかり確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか？税額を多く申告していたことに気づいたときは、「更正請求書」を提出して正しい税額への訂正を求めることができます。税額を少なく申告したことに気づいたときは、「修正申告書」を提出して正しい税額に修正してください。

また、確定申告書を提出しなければならないのに提出を忘れていたときは、速やかに確定申告書を提出してください。詳しくは、最寄の税務署へお問い合わせください。

【お問い合わせ】
北見税務署 Tel 0157・23・7151

町内各学校の敷地内、が全面禁煙、になります。

健康増進法において、人体に悪影響を及ぼす受動喫煙防止の取組を積極的に推進する努力義務が課せられ、昨年5月からの学校建物内全面禁煙にご協力をいただき感謝します。しかしながら、近隣市町村や道立高校では更に「学校敷地内の全面禁煙」を実施している現状です。このような状況の中、本町においても児童・生徒の健康に配慮し、本年5月1日から「学校敷地内」を全面禁煙とします。町民の皆さんには児童・生徒の健康のためご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、学校行事の際には特例措置として喫煙場所が設けられる場合がありますので、学校の指示に従い喫煙されるようお願いします。

山での事故を防ぐために

慣れた山でも、山菜採りに夢中になると「隠れた危険」があります。次のことに心掛けましょう。

◆山菜採りの心構え 5 箇条◆

①家族などに行き先と帰宅時間を知らせる

「自分だけの秘密の場所だから」では、万が一の場合捜索が遅れることとなります。行き先、帰宅時間などは知らせてから出かけましょう。

②単独での入山を避け、二人以上で声を掛け合い位置を確認する

万が一迷ったら、一人では救助を求めることもできません。二人以上で入り、たえず声を掛け合いお互いの位置を確認しあうことが大切です。

③服装は目立つ色にする

白や黄色、蛍光色の服装がよく目立ち、万が一の場合には、救助隊やヘリコプターから発見されやすくなります。

④携帯電話や非常食、熊よけの鈴やラジオを携帯する

鈴や笛、ラジオなどの音の出るものは、熊よけや自分の位置を知らせるのに役立ちます。アメ玉やチョコレート、ビスケットなどは非常食になります。また、非常の場合の連絡用として携帯電話を持ちましょう。

⑤迷ったときは、無理せず落ちついて行動する

迷ったときは、むやみに歩き回らず体力の消耗を抑え、落ち着いて捜索隊を待つなど慎重な行動が必要です。万が一の場合、捜索願が出され捜索隊が救助に向かいますので、発見されやすい視界の開けた場所、野宿に適した場所を早めに探すことが大切です。

春の「ヒグマ注意特別月間」 ＜4月1日～5月6日＞

◆ヒグマに遭遇しないために

- ①野山に入る前に…役場や、土地管理者などに事前にヒグマの出没情報を確認してください。出没情報、注意看板がある場所への立入はやめましょう。
- ②ヒグマに出会わない工夫を…ヒグマの出没が予想される野山では、集団での行動に心掛けましょう。見通しの悪い場所では笛を吹くなど工夫してください。特に、早朝や夕方、濃霧時や降雨時は注意しましょう。
- ③野山での飲食の際は…臭いの強い食料はヒグマを引き寄せる場合がありますので控えましょう。野山にゴミを捨てたり埋めたりせず、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。
- ④住宅地や農地周辺の注意…人間の食べ物はヒグマにとってもごちそうです。このため、郊外の墓のお供え物や放置された農作物、廃棄物を餌としてヒグマが居着いてしまった事例が報告されていますので十分注意しましょう。

◆ヒグマに遭遇したら

- ①まず落ち着く…あわてず、落ち着いて状況判断しましょう。特に、走って逃げると追いかけてくることがあるので危険です。
- ②ヒグマを刺激しない…ヒグマが気付いていないようであれば静かに立ち去りましょう。距離が近い場合は、視線をそらさずゆっくりと後退してください。
- ③持ち物を取られたら…諦めましょう。

【お問い合わせ】役場経済課林務係 Tel 2・1200

今年「町長選挙、・議会議員選挙」が行われます!!

今年、9月11日で任期満了となる佐呂間町長の選挙にあわせ、議員の欠員(1名)補充となる佐呂間町議会議員補欠選挙が、8月26日に行われます。

町民にとっては最も身近で大切な選挙です。有権者の方は棄権することなく必ず投票しましょう。

■選挙日程

町長選挙、議会議員選挙ともに

- 告示日 8月21日(火)
- 投票日 8月26日(日)

広報サロマ・佐呂間町 HP の掲載広告募集!!

平成24年4月以降の町広報及びホームページ(トップページバナー)に掲載する広告を募集します。

■掲載料金

◆広報「サロマ」

- 1号広告 縦42mm×横80mm
1回 3,000円(紙面下部1/12)
- 2号広告 縦42mm×横170mm
1回 5,000円(紙面下部1/6)

◆佐呂間町ホームページ

- 縦50ピクセル×横150ピクセル
10KB以内(静止画像)
1カ月 2,000円

※町内事業者限定。詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ】

役場町民課住民活動係
Tel 2・1213

ふれあいバスは5月から夏時間に変わります。

ふれあいバスの時刻が5月から10月の間、夏時間に変わりますので利用の際にはお間違のないようご注意ください。

また、詳しい時刻は、広報3月号に折込された時刻表をご覧ください。

■町内路線

町内路線全線、下校便③の発車時刻が遅くなります。

■町外路線

水曜日運行の網走線の発車時刻が早くなります。

◆利用される方へお願い

町外線で、4名以上の団体に利用される場合は、事前に佐呂間町バスターミナル(Tel 2・3553)までご連絡ください。

退職（失業）による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、月額14,980円の保険料を納めることとなりますが、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

◆免除期間の扱い

免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のように扱われます。

- ①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間に算入されます。
- ②老齢基礎年金の1/2の年金額が保証されます。
- ③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

◆退職（失業）時の特例免除制度

免除申請する年度又はその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除制度では、通常は審査の対象となる本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

◆手続き

特例免除の申請は、役場町民課戸籍年金係で行うことができます。手続きに必要なものは、

- ①年金手帳又は納付書など基礎年金番号がわかるもの。
- ②認め印（本人署名の場合は不用）。
- ③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票など）です。

◆被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者になり、保険料の納付義務が生じます。（この場合も役場で手続きが必要です。）

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については下記までご相談ください。

【お問い合わせ】

北見年金事務所 Tel 0157・25・9635

INFORMATION

広げよう太陽光発電

佐呂間町では、二酸化炭素削減と環境の負荷に配慮した新エネルギーの普及促進のため、「住宅用太陽光発電システム」を導入される方に、設置費用の一部を助成します。

■助成期間 平成27年3月まで

■対象者

次の要件を全て満たし、自ら北電と電灯契約を締結する方。（1回のみ）

- 町内居住の方
- 町内の施工事業者（各メーカー発行の施工店ID取得者）により設置する方
- 国の補助事業に基づく補助金の交付を受けられる方
- 借家の場合は、書面による所有者の承諾を得られる方
- 町税などの滞納がない方

■対象となる太陽光発電システムの主な条件

- 財団法人省エネルギーセンターに登録される省エネナビ、若しくは同等以上の機器が設置されていること

○未使用のもの

- 低圧配電線と逆流ありで連携し、北電と電灯契約を締結できること

○太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満のもの

■補助金の額と算定方法

○1kW当たり30,000円

- 算定方法は設置する発電システムの最大出力の合計値（kW表示とし少数第3位を四捨五入し第2位までとする）に30,000円を乗じた額（千円未満は切り捨て）
- ※国の補助金は継続される予定ですが詳細は未定です。

■モニターの実施

補助金を受けられた方は、設置後1年間発電システムの運転状況を報告していただきます。

【お問い合わせ】

- ・設置補助金制度 役場町民課生活環境係 Tel 2・1213
- ・余剰電力買取制度ホームページ
<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori>

平成 24 年 4 月からの介護保険料が決まりました ～ 65 歳以上（第 1 号被保険者）の保険料～

◆保険料基準額は月額 3,900 円（年額 46,800 円）

[基準額＝第 4 段階]

介護保険制度は、40 歳以上の方に納めていただく保険料などを財源として、サービスを利用しながら住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度です。

介護保険は、これまでの介護サービスの利用実績をふまえ、これからも安心して介護を受けるために必要な費用を見込み、65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料を 3 年に 1 度見直すこととされ、介護保険運営協議会で審議し、町議会定例会で決定されました。

平成 24 年 4 月から 3 年間の保険料は、これまでの基準月額より 300 円増額の、3,900 円となりました。

◆新たに第 3 段階に特例措置を設定しました。

第 3 段階における収入などが次の条件を満たす方に対して保険料の負担を軽減します。

特例措置対象

- ①町民税非課税世帯で本人非課税の方
- ②公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円以下の方

保険料は、前年の課税状況や所得などに応じて下記の表のとおり 7 段階に区分されます。該当される方の保険料は 7 月中に通知します。

【お問い合わせ】

役場保健福祉課介護保険係 Tel 2・1212

区分	対象となる方	保険料の算出	保険料年額	
			H 24～26	H 18～23
第 1 段階	①生活保護受給者	基準額×0.50	23,400 円	21,600 円
	②老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税の方			
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税の方 (公的年金等収入金額 + 合計所得金額 = < 80 万円 / 年)	基準額×0.50	23,400 円	21,600 円
第 3 段階	①世帯全員が町民税非課税の方 (公的年金等収入金額 + 合計所得金額 = < 120 万円 / 年)	基準額×0.625	29,200 円	32,400 円
	②世帯全員が町民税非課税の方で①に該当しない方	基準額×0.75	35,100 円	
第 4 段階	①町民税課税世帯、本人非課税の方 (公的年金等収入金額 + 合計所得金額 = < 80 万円 / 年)	基準額×0.875	40,900 円	37,800 円
	②町民税課税世帯、本人非課税の方で①に該当しない方	基準額×1.00	46,800 円	43,200 円
第 5 段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が 125 万円未満	基準額×1.125	52,600 円	48,600 円
第 6 段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満	基準額×1.25	58,500 円	54,000 円
第 7 段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が 190 万円以上	基準額×1.50	70,200 円	64,800 円

「平成 24 年度健康カレンダー」を配布します !!

- ◆自治会に加入されている世帯には、1 世帯に 1 部、各衛生部長（衛生班長又は町内班長）から配布されます。
- ◆新しく転入された世帯や、自治会に加入されていない世帯など、配布されない場合は、役場保健福祉課保健推進係又は町民課窓口にて直接受取りに来ていただけますようご協力をお願いします。

※ 1 世帯に 2 部の配布はお断りしていますので、ご了承ください。

<主な掲載内容>

- ごみ収集及びし尿汲取日程
- 各種健診（検診）日程
- 乳幼児予防接種及び健康相談日程
- 子育て支援事業日程 など



【お問い合わせ】

役場保健福祉課保健推進係 Tel 2・1212

町民課環境衛生係 Tel 2・1213

町営住宅の空家状況

3月16日現在の町営住宅空家状況をお知らせします。

- 若佐第1団地 2階2LDK 2階3戸 22,300円～
- 栄団地 2階3LDK 1階1戸 15,300円～
- 若佐第2団地 2階3LDK 1階1戸 15,700円～
- 宮前団地 2階2LDK 1階2戸 20,300円～
2階3LDK 2階1戸 23,900円～
- 西富団地 2階3LDK 1階2戸 16,400円～
2階3LDK 2階3戸 15,200円～

☆宮前団地（特定公共賃貸住宅）

2階3LDK 2階1戸 47,700円～

☆印の特定公共賃貸住宅は収入が多い方のための住宅です。入居条件などが一般住宅と異なります。

上記の他にも入居可能な町営住宅がありますので、入居申込など詳しくは役場建設課管理係までお問合せください。

【お問い合わせ】

役場建設課管理係 Tel 2・1210

身体障害者ハイヤー料金助成について

身体障害者手帳をお持ちで下記の障害に該当する方（在宅者に限る）に、ハイヤー料金助成券（町内区間利用）の交付を行っています。

■助成対象

- ①下肢、体幹障害を含み、他の障害とあわせて3級以上に該当する方
- ②心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害の1級に該当する方
- ③視覚障害者の1級又は2級に該当する方
- ④下肢、体幹障害の1級又は2級に該当する方

■助成券の内容

- ①前述「助成対象」の①・②に該当する方
→年間：基本料金割引券45枚交付
- ②前述「助成対象」の③・④に該当する方
→年間：基本料金割引券90枚交付

※新規に申請を希望される方は、下記までお問い合わせ願います。（印鑑と身体障害者手帳が必要となります）

【お問い合わせ】

役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

第31回インターナショナルオホーツクサイクリング2012 7/6（FRI）～7/8（SUN）サイクリスト募集！！

■コース概要

①212kmコース（3市6町）

雄武町→興部町→紋別市→湧別町→佐呂間町→北見市
常呂町→網走市→小清水町→斜里町

②41km（日帰り）コース

網走市→小清水町→斜里町

■参加資格

高校生以上で自己の責任でサイクリングができる方。
（健康な身体を有する方）小中学生の参加については、
父母又は高校生以上の兄弟若しくは父母と同等の全責任を負える方の同伴を必要とします。

■参加定員 ①212kmコース 1,500名

②41km（日帰り）コース 200名

■参加費

①212kmコース 1人1,500円

（6・7日の宿泊代（2泊分）及び7日の朝食から8日の昼食までの食事及び軽食代、資料代、スポーツ傷害保険料を含む）

②41km（日帰り）コース 1人5,000円

（8日の昼食及び軽食代、資料代、スポーツ傷害保険料を含む）



■申込期間

平成24年3月12日～5月18日 ※期日厳守
（但し、定員になり次第締め切ります）

■申込方法

インターネット・携帯サイトの大会エントリーページ、
オホーツクサイクリング実行委員会で作成した郵便振
替用紙で申し込みください。団体等多人数で申し込む
場合は、事務局にご相談ください。なお、申込機関終
了後に参加取消や大会へ参加できなくなった場合、参
加費・バス代・自転車輸送代金は返金いたしませんの
でご注意ください。

【お問い合わせ】

オホーツクサイクリング実行委員会事務局

Tel 00152・54・1361（北見市常呂総合支所内）

E-mail okhotsk-cycling@cream.plala.or.jp

大会エントリーページURL <http://funride.jp/>

児童に対する手当

■児童扶養手当

①支給対象

次のいずれかに該当する満18歳未満（一定の障がい
を有する場合は満20歳未満）の子どもを育てている
父子家庭又は母子家庭（所得制限あり）が対象です。

- 父母が婚姻を解消した
 - 父又は母が死亡した
 - 父又は母が一定程度の障がいの状態にある
 - 父又は母の生死が明らかでない
 - 父又は母が1年以上拘禁されている
 - 母の婚姻によらないで生まれ、父がいない
- ②手当月額（平成24年4月から支給額が変わります）

1人目 全額支給 41,430円
一部支給 41,420円～9,780円
（所得に応じて支給）

2人目 5,000円加算

3人目以降 一人につき3,000円を加算

■特別児童扶養手当

①支給対象

満20歳未満で、精神または身体に障がいのある児童
を育てている父母（所得制限あり）が対象です。

※児童が施設に入所している場合は対象外。

②手当月額（平成24年4月から支給額が変わります）

1級 50,400円 2級 33,570円

■児童扶養・特別児童扶養手当共通項目

◆支給方法

認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支
給事由の消滅した日の属する月分で終わります。なお、
原則として手当は、毎年4月、8月、12月にそれぞれ
の前月分までが支給されます。

◆その他

毎年8月に「現況届」の提出が必要です。対象者には
個別に通知します。

【お問い合わせ】 役場保健福祉課社会福祉係 Tel2・1212

遠紋地域人材開発センター 安全教育・パソコン講座

遠紋地域人材開発センターでは、労働安全衛生法で定
められている資格がなければ運転などが禁止されている
業務に就かれる方々を対象に、資格取得のための安全教
育などを実施します。該当する方はこの機会にぜひ受講
ください。

日程	講習科目	受講料
4月23日	刈払機安全教育	9,000円
4月23日	振動工具安全教育	8,000円
4月23～ 24日	チェンソー（小口径）特別教育 [振動工具含む]	17,500円
4月23日	2科目受講（刈払機・振動工具）	12,000円
4月23～ 24日	3科目受講（刈払機・振動工具・ チェンソー）	21,300円
4月25日	自由研削砥石特別教育	10,000円
4月26日	丸のこ等取扱作業従事者教育	6,000円

■実施場所 遠紋地域人材開発センター

遠軽町岩見通北10丁目1-4

■教習機関 北海道労働局長登録教習機関

(株)日立建機教習センター北海道教習所

【お問い合わせ・申込】

遠紋地域人材開発センター運営協会

Tel 0158・42・4037

パソコンを使ってみたいけどわからない、仕事で
必要になったなどパソコンで困っていませんか？パ
ソコンの起動から基本操作まで、わかりやすく学ぶ
ことができます。

◆初心者コース

パソコン初心者の方を対象に、電源の入れ方、マウス・
キーボードの使い方、文字入力などパソコンの基本操作
を学びましょう。

○実施予定日 4月17～20日（全4回）

○時間 Aコース 9時30分～11時

Bコース 13時30分～15時

○定員・受講料 A・Bともに10名までで6,000円

◆ワード入門コース

初めてWordを使う方を対象に基本的な文章作成の手
順と編集方法、基本的な使い方について学びましょう。

○実施予定日 4月24～27日（全4回）

○時間 Cコース 9時30分～11時30分

Dコース 13時30分～15時30分

○定員・受講料 C・Dともに10名までで8,000円

※両コーステキスト代が別途かかります。また、定員に
満たない場合は中止することがあります。

【お問い合わせ・申込】

遠紋地域人材開発センター運営協会

Tel 0158・42・4037

形への挑戦・・・ 北海道映像コンテスト 2012

- 募集期間 4月1日～5月15日
- 応募資格 道内在住の個人、企業、学校、諸団体など
- 応募部門 ○アマチュア部門～テーマ自由
○学生部門～テーマ自由
○プロ部門 ～文化・産業・TV番組・CM・デジタルコンテンツ

■応募規定
平成23年4月1日～平成24年3月31日の間に道内で製作された作品。(自作、外注問いません)

■応募要領
応募用紙に必要な事項を記入の上、応募作品に添付してください。作品テープには必ず、機関名又は氏名、タイトルを記入したラベルを貼付してください。応募用紙は、北映連のホームページからも取得できます。

■応募先
(社)北海道映像関連事業社協会 映像コンテスト係
〒060-0005 札幌市中央区北5条西21丁目4-12
(株)札幌トランジスター内

【お問い合わせ】
(社)北海道映像関連事業社協会
Tel 011・635・8920
ホームページ
<http://www.eolas.co.jp/hokkaido/hokueiren/>

森林の所有者届出制度が 始まりました!!

森林法改正により、平成24年4月以降、森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届出が義務付けられました。対象者、届出方法は下記のとおりです。忘れずに届出しましょう。

■届出対象者
個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

■届出期間
土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

■届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)又は土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

【お問い合わせ】
オホーツク総合振興局産業振興部林務課造林係
Tel 0152・41・0647
役場経済課林務係 Tel 2・1200

エゾシカ有害駆除について

エゾシカによる農産物などの被害を軽減するため、猟友会佐呂間部会及び猟友会若佐部会の強力を得て、佐呂間町全域で4月上旬から10月下旬にエゾシカ駆除を実施しますのでお知らせします。

【お問い合わせ】
役場経済課林務係 Tel 2・1200

人のうごき

－ 2月末現在 －
人口 5,802人 (－9)
男 2,773人 (－6)
女 3,029人 (－3)
世帯数 2,470戸 (－2)
() は前月比です。

- 社会福祉協議会
- ▼香典返しを廃して
- 大成 吉本 美津枝さん
- 大成 青野 邦子さん
- 宮前町 相田 俊子さん
- 仁倉 今 安行さん
- 松浦 松浦 晃さん
- 若佐 佐藤 尚さん
- 西富 須田 利光さん
- 若佐 田中 和弘さん
- 永代町 佐久間清春さん
- 共立老人クラブへ
- 大成 吉本 美津枝さん
- 榎木老人クラブへ
- 松浦 晃さん

ご寄付
ありがとうございます

有料広告

印刷のご用命は当社へ!!

井谷印刷(株)

常呂郡佐呂間町字宮前
Tel 01587-2-3506
Fax 01587-2-2049
e-mail itani-p@cameo.plala.or.jp

あひあい通信

楽しい子育て応援します!!
子育て支援センター『あひあい』
TEL 2-1255

頬にあたる風も心地よく、心うきうきとする季節になりました。

ポカポカ陽気に誘われて、お子さんと一緒に子育て支援センター“あひあい”に遊びに来てください。

遊びの場や出会いの場、話し合える場や相談の場としてご利用ください。



ままごとコーナー



絵本コーナー

第2弾!! フリーマーケット開催

2月8日に行ったフリーマーケットが好評でしたので、第2弾を開催します。今回は、子供服（ベビー～120cm）と雑貨です。（1点～100円）

◎日程 4月11日 ①10時30分～11時30分
②14時30分～15時30分

*午前と午後の2回行いますので、都合の良い時間にご利用ください。

*お問い合わせは、支援センター Tel 2・1255

◎主催 子育てサークル「てをつなごう」

赤ちゃん相談のお知らせ

保健師と栄養士が来所します。お子さんの身長・体重の計測や、成長や運動発達、離乳食などの相談が出来ますので、お気軽にご利用ください。計測される場合は、母子手帳のご持参をおすすめします。

◎日程 4月5日 10時～11時30分

*支援センターは自由開放です。相談のない方も遊びに来てください。

お話あひあいのお知らせ

今回は、妊婦・0歳児保護者を対象に、町の管理栄養士から【離乳食について】のお話を聞きます。これから離乳食を始めるお母さん、離乳食で悩んでいるお母さん、相談も出来ますのでお気軽に参加してください。対象者には案内ハガキを送付します。

◎日程 4月25日 10時30分～11時30分

*参加される方は20日までに申し込んでください。

5月の事業紹介

☆子育て自由相談日（5月10日）

栄養士相談日です。お気軽にご利用ください。

*支援センターは自由開放です。相談のない方も遊びに来てください。

☆パパママたまご教室（5月16日）

助産師による“妊娠中の過ごし方”のお話です。

対象者には案内ハガキを送付します。

☆お話 あひあい（5月23日）

1、2歳児保護者を対象に【歯の大切さについて】のお話です。

※佐呂間町の子育て支援事業は、保健福祉課・教育委員会社会教育課・子育て支援センターが連携して行っています。

※子育てに関する事業は、健康カレンダーに記載していますのでご確認ください。

※あひあいの各事業は、サロマゲンキマイレージの対象となります。事業に参加される方はポイントカードをご持参ください。